

## 掛川市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）を確知できないため、同法第14条第10項後段の規定により公告する。

令和元年10月2日

掛川市長 松井三郎

### 1 当該建築物の所在

掛川市山崎1319番地の2

### 2 当該建築物の家屋番号等

家屋番号、種類、構造、延べ面積いずれも当該建築物が未登記のため不明。

### 3 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却

### 4 措置の期限

令和元年10月16日

期限までに措置が行われない場合は、市長又はその命じられた者若しくは委任した者（以下、「市長等」という。）が、当該措置を行う。

### 5 動産等の取扱

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ連絡すること。

### 6 問い合わせ先

掛川市都市建設部都市政策課

電話 0537-21-1152

FAX 0537-21-1165